

中小企業のための知財関連情報

～中小企業に就業する方および経営者の方にとって参考となる知財関連情報を紹介します～

知的財産制度の勘違いポイント

知的財産教育協会 中小企業センター 研究ワーキンググループ委員 浅野 卓

知的財産制度について、中小企業支援の現場でよくある勘違いを見ていきます。

新規性喪失の例外の手続きをしたのに、特許権が取得できない！？ なぜ？

登場人物



アルミ
有美先生
弁理士
一級知財技能士



チダン
智旦秘書
二級知財技能士
AIPE 認定知財アナリスト (特許)
有美先生の大学の後輩



ヨメダ
米田さん
神奈川県のみ農家



カノウ
河口社長
中小規模の食品加工会社の社長
米田さんの幼なじみ

～有美先生の事務所にて～

有美：今日は13時から神奈川県〇〇市で、6次産業化の相談が入っているわよ。そろそろ行くけど、智旦くん、準備はいいかしら？

智旦：はいっ！ところで、先生、6次産業化って最近よく話題になりますよね。6次産業化って何ですか？

有美：6次産業化というのは、農林漁業者が、農林水産物等の生産（1次産業）だけでなく、その加工（2次産業）および流通・販売（3次産業）を総合的かつ一体的に行うこと（1次×2次×3次＝6次産業）によって、農林漁業者の所得向上、農村漁村の活性化、新たな市場・付加価値の創造などを目指す取組みのことよ。2011年3月から、いわゆる「6次産業化法」が施行されて、今、注目を集めている取組みなの。

